

平成26年度北海道一般会計補正予算（第6号）

平成26年度北海道一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,197,751千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,754,104,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	517,433,535	12,640,000	530,073,535
	1 道 民 税	183,378,457	6,624,000	190,002,457
	2 事 業 税	78,321,147	6,807,000	85,128,147
	4 不 動 産 取 得 税	15,638,672	△ 500,000	15,138,672
	5 道 た ば こ 税	8,358,877	△ 400,000	7,958,877
	7 自 動 車 取 得 税	5,448,821	△ 610,000	4,838,821
	8 軽 油 引 取 税	58,098,218	734,000	58,832,218
	9 自 動 車 税	77,215,438	△ 230,000	76,985,438
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 税	606,000	215,000	821,000
2	地方消費税清算金	124,099,666	7,295,381	131,395,047
	1 地方消費税清算金	124,099,666	7,295,381	131,395,047
3	地方譲与税	100,996,000	10,116,000	111,112,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方法人特別譲与税	86,414,000	10,267,000	96,681,000
	2 地方揮発油譲与税	13,441,000	△ 75,000	13,366,000
	3 石油ガス譲与税	957,000	△ 59,000	898,000
	4 航空機燃料譲与税	184,000	△ 17,000	167,000
4 地方特例交付金		1,460,000	24,213	1,484,213
	1 地方特例交付金	1,460,000	24,213	1,484,213
5 地方交付税		669,400,000	△ 1,572,079	667,827,921
	1 地方交付税	669,400,000	△ 1,572,079	667,827,921
6 交通安全対策特別交付金		1,414,000	△ 5,000	1,409,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,414,000	△ 5,000	1,409,000
7 分担金及び負担金		13,484,234	△ 200,848	13,283,386
	1 分担金	1,712,922	△ 182,406	1,530,516
	2 負担金	11,771,312	△ 18,442	11,752,870
8 使用料及び手数料		18,280,485	△ 99,484	18,181,001

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	8,361,025	△ 48,914	8,312,111
	2 手数料	397,133	△ 5,024	392,109
	3 証紙収入	9,522,327	△ 45,546	9,476,781
9 国庫支出金		349,132,282	△ 14,689,344	334,442,938
	1 国庫負担金	117,965,861	1,447,596	119,413,457
	2 国庫補助金	222,838,969	△ 14,824,670	208,014,299
	3 委託金	8,327,452	△ 1,312,270	7,015,182
10 財産収入		8,150,415	△ 523,623	7,626,792
	1 財産運用収入	4,147,561	111,006	4,258,567
	2 財産売却収入	4,002,854	△ 634,629	3,368,225
11 寄附金		66,181	20,289	86,470
	1 寄附金	66,181	20,289	86,470
12 繰入金		78,784,748	△ 4,061,256	74,723,492
	1 特別会計繰入金	3,195,256	△ 197,300	2,997,956

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	75,589,492	△ 3,863,956	71,725,536
13 諸収入		259,395,165	△ 33,136,108	226,259,057
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,520,842	△ 426,886	1,093,956
	3 貸付金収入	240,779,765	△ 31,244,903	209,534,862
	4 受託事業収入	1,334,214	△ 519,740	814,474
	5 収益事業収入	8,692,567	△ 1,133,795	7,558,772
	6 雑収入	6,997,744	189,216	7,186,960
14 道債		638,389,500	△ 5,005,892	633,383,608
	1 道債	638,389,500	△ 5,005,892	633,383,608
歳入合計		2,783,302,470	△ 29,197,751	2,754,104,719

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,359,418	△ 152,834	3,206,584
	1 議 会 費	3,359,418	△ 152,834	3,206,584
2 総 務 費		244,435,041	16,570,198	261,005,239
	1 総 務 管 理 費	91,865,087	12,980,936	104,846,023
	2 徴 税 費	91,136,747	5,897,467	97,034,214
	3 学 事 宗 務 費	50,290,801	△ 1,728,663	48,562,138
	4 防 災 費	929,111	△ 43,988	885,123
	5 原子力安全対策費	3,526,267	△ 384,718	3,141,549
	6 危 機 管 理 費	6,824	△ 1,075	5,749
	7 領土復帰対策費	659,886	△ 765	659,121
	8 会 計 管 理 費	809,736	△ 49,900	759,836
	9 選 挙 費	4,320,604	△ 5,075	4,315,529
10 人 事 委 員 会 費	298,930	△ 28,590	270,340	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	591,048	△ 65,431	525,617
3 総合政策費		54,019,333	△ 2,938,112	51,081,221
	1 総合政策管理費	3,652,587	△ 10,265	3,642,322
	2 国際交流費	276,372	△ 4,088	272,284
	3 政策費	4,378,180	△ 923,212	3,454,968
	4 科学IT振興費	16,810,545	△ 83,295	16,727,250
	5 交通政策費	15,912,132	△ 660,427	15,251,705
	6 航空費	4,037,219	△ 155,952	3,881,267
	7 地域づくり支援費	4,345,000	13,181	4,358,181
	8 地域行政費	4,601,570	△ 1,113,854	3,487,716
	9 地域主権費	5,728	△ 200	5,528
4 環境生活費		10,048,048	△ 56,518	9,991,530
	1 環境生活管理費	2,245,110	△ 10,791	2,234,319
	2 アイヌ政策推進費	787,435	△ 45,937	741,498

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境推進費	350,851	△ 9,903	340,948
	4 循環型社会推進費	1,587,340	275,477	1,862,817
	5 生物多様性保全費	210,468	43,691	254,159
	6 地球温暖化対策推進費	1,479,939	△ 240,156	1,239,783
	7 エゾシカ対策推進費	25,401	△ 1,250	24,151
	8 道民生活費	405,909	1,371	407,280
	9 消費者安全費	493,710	△ 1,688	492,022
	10 文化・スポーツ費	2,461,885	△ 67,332	2,394,553
5 保健福祉費		404,404,896	△ 8,052,528	396,352,368
	1 保健福祉管理費	23,488,304	348,375	23,836,679
	2 医療薬務費	16,887,082	△ 2,378,892	14,508,190
	3 地域医師確保推進費	1,059,385	△ 107,595	951,790
	4 地域保健費	12,828,350	408,252	13,236,602
	5 国保医療費	137,747,517	△ 3,172,383	134,575,134

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	892,964	△ 74,396	818,568
	7 福祉援護費	39,596,810	△ 55,742	39,541,068
	8 施設運営指導費	4,963,313	△ 288,389	4,674,924
	9 高齢者保健福祉費	65,224,075	2,051,587	67,275,662
	10 障がい者保健福祉費	54,244,937	935,332	55,180,269
	11 子ども未来推進費	47,456,486	△ 5,726,119	41,730,367
	12 災害救助費	15,673	7,442	23,115
6 経 済 費		202,997,028	△ 31,070,800	171,926,228
	1 経 済 管 理 費	10,586,359	△ 8,148	10,578,211
	4 中 小 企 業 費	157,831,799	△ 29,129,555	128,702,244
	5 国 際 経 済 費	85,525	△ 487	85,038
	6 産 業 振 興 費	18,324,114	259,488	18,583,602
	7 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	3,890,410	△ 35,234	3,855,176
	8 雇 用 労 政 費	7,729,426	△ 1,370,749	6,358,677

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 人材育成費	3,202,550	△ 772,703	2,429,847
	10 労働委員会費	399,620	△ 13,412	386,208
7 農政費		114,962,210	926,506	115,888,716
	1 農政管理費	9,014,878	△ 174,460	8,840,418
	2 食品政策費	739,960	△ 478,221	261,739
	3 農産振興費	249,970	△ 8,615	241,355
	4 畜産振興費	6,537,270	△ 31,488	6,505,782
	5 技術普及費	1,919,963	△ 582,120	1,337,843
	6 農業経営費	23,294,569	△ 4,501,677	18,792,892
	7 農地調整費	1,928,616	△ 330,111	1,598,505
	8 農村設計費	10,742,263	△ 544,877	10,197,386
	9 農業農村整備事業費	45,829,516	△ 352,079	45,477,437
	10 農業施設管理費	14,620,410	7,947,820	22,568,230
	11 農村計画費	84,795	△ 17,666	67,129

款	項	補正前の額	補正額	計
8 水産林務費		75,193,588	△ 1,400,516	73,793,072
	1 水産林務管理費	7,237,483	△ 182,308	7,055,175
	2 水産経営費	2,701,055	△ 28,175	2,672,880
	3 水産振興費	197,882	△ 9,549	188,333
	4 漁港漁村費	26,322,635	△ 922,439	25,400,196
	5 漁業管理費	1,540,188	△ 27,779	1,512,409
	6 林業木材費	15,081,492	△ 87,149	14,994,343
	7 森林計画費	563,460	△ 129,580	433,880
	8 森林整備費	9,101,078	△ 6,442	9,094,636
	9 治山費	9,716,715	△ 5,885	9,710,830
	10 森林活用費	261,990	△ 210	261,780
11 道有林費	2,469,610	△ 1,000	2,468,610	
9 建設費		248,818,750	△ 3,043,902	245,774,848
	1 建設管理費	65,355,393	△ 548,669	64,806,724

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	112,622,963	△ 2,022,661	110,600,302
	3 河川費	43,079,846	△ 736,425	42,343,421
	4 砂防海岸費	17,381,489	428,167	17,809,656
	5 まちづくり推進費	99,086	△ 1,133	97,953
	6 都市環境費	8,016,864	△ 135,320	7,881,544
	7 公園下水道費	1,620,891	86,895	1,707,786
	8 建築指導費	576,447	△ 85,204	491,243
	9 住宅費	41,467	△ 29,419	12,048
	10 営繕費	24,304	△ 133	24,171
10 警察費		126,924,370	△ 735,540	126,188,830
	1 警察管理費	119,854,283	△ 679,269	119,175,014
	2 警察活動費	3,016,143	△ 18,506	2,997,637
	3 交通安全施設費	4,053,944	△ 37,765	4,016,179
11 教育費		469,934,920	△ 2,625,623	467,309,297

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	26,305,293	△ 1,395,846	24,909,447
	2 小学校費	178,726,954	△ 316,128	178,410,826
	3 中学校費	110,581,092	△ 108,895	110,472,197
	4 高等学校費	99,852,648	△ 327,170	99,525,478
	5 特別支援学校費	50,397,592	△ 310,373	50,087,219
	6 学校教育費	1,346,546	△ 128,460	1,218,086
	7 社会教育費	1,875,512	△ 41,123	1,834,389
	8 保健体育費	849,283	2,372	851,655
12 災害復旧費		6,765,844	334,563	7,100,407
	1 農地開発施設 災害復旧費	283,345	198,014	481,359
	2 水産林業施設 災害復旧費	2,055,955	94,917	2,150,872
	3 土木施設災害復旧費	4,426,544	41,632	4,468,176
13 公債費		732,320,765	△ 196,363	732,124,402
	1 公債費	732,320,765	△ 196,363	732,124,402

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 支 出 金		88,918,259	3,243,718	92,161,977
	1 繰 出 金	3,933,025	25,783	3,958,808
	2 諸 費	84,985,234	3,217,935	88,203,169
歳 出 合 計		2,783,302,470	△ 29,197,751	2,754,104,719

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	3 政策費	—	—	北海道特定特別総合開発事業推進費	99,749
	5 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	4,476,082
	6 航空費	空港公共事業費	85,000	空港公共事業費	119,700
4 環境生活費	5 生物多様性保全費	—	—	自然公園等整備費	49,982
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	85,084	公共事業事務費	435,084
		—	—	耕地災害復旧事業事務費	1,795
	6 農業経営費	—	—	強い農業づくり事業費	7,107,512
	9 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	1,560,000	道営土地改良事業費	4,272,635
		—	—	団体営土地改良事業費	103,289
		道営農用地造成事業費	1,060,000	道営農用地造成事業費	1,645,930
		団体営農用地造成事業費	400,000	団体営農用地造成事業費	947,220
		—	—	道営農地防災事業費	602,194
—	—	道営農道整備事業費	238,840		

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	道営農村総合整備事業費	380,009
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	87,595	公共事業事務費	113,645
		補助事業事務費	5,368	補助事業事務費	8,245
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	2,429,540	水産物供給基盤整備事業費	5,666,504
		漁港海岸保全事業費	74,000	漁港海岸保全事業費	105,500
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	685,779	森林環境保全整備事業費	715,779
		—	—	優良種苗確保事業費	5,000
	9 治山費	治山事業費	456,000	治山事業費	474,900
11 道有林費	公共事業費	62,000	公共事業費	104,000	
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	41,600	公共事業事務費	250,010
		—	—	補助事業事務費	10,000
		単独事業事務費	21,200	単独事業事務費	76,920
	2 道路橋りょう費	道路公共事業費	86,360	道路公共事業費	4,122,355
		道路特別対策事業費	1,557,113	道路特別対策事業費	3,110,687

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		地域活力基盤整備 事業費	2,335,669	地域活力基盤整備 事業費	4,680,670
	3 河川費	河川公共事業費	382,000	河川公共事業費	1,139,500
		—	—	河川受託工事費	25,000
	4 砂防海岸費	砂防公共事業費	152,000	砂防公共事業費	1,127,000
		—	—	海岸公共事業費	1,020,000
	6 都市環境費	—	—	街路公共事業費	1,912,555
		—	—	街路特別対策 事業費	247,544
		—	—	地域活力基盤整備 事業費	371,316
	8 建築指導費	—	—	住宅・建築物耐震 改修等事業費	147,436
12 災害復旧費	1 農地開発 施設災害 復旧費	—	—	耕地災害復旧 事業費	267,335
	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	漁港災害復旧 事業費	471,443
		—	—	林道災害復旧 事業費	75,603
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	1,388,523	土木災害復旧 事業費	2,676,000

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和49年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,726,677千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,725,067千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和59年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,577千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,591千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成元年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,728千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,740千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成6年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,258千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,268千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成11年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 13,974千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 13,984千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成26年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成26年度から平成27年度まで	元金について 30,500,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	1,088,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,096,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	3,945,000	同 上	10%以内	同 上	3,075,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設 整備費	76,000	同 上	10%以内	同 上	70,000	同 上	10%以内	同 上
退職手当	12,000,000	同 上	10%以内	同 上	9,000,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	656,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後お いては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	216,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後お いては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整備費	74,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	77,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	10,685,000	同 上	10%以内	同 上	10,344,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄空港整備費	475,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	423,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	462,000	同 上	10%以内	同 上	484,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境対策費	-	-	-	-	37,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉施設整備費	2,697,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,587,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	6,875,000	同 上	10%以内	同 上	7,410,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,244,000	同 上	10%以内	同 上	1,234,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,184,000	同 上	10%以内	同 上	1,175,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	524,000	同 上	10%以内	同 上	521,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	479,000	同 上	10%以内	同 上	517,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	913,000	同 上	10%以内	同 上	914,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄土地改良事業費	7,742,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	7,779,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産基盤整備費	7,601,000	同 上	10%以内	同 上	7,466,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,061,000	同 上	10%以内	同 上	3,758,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	450,000	同 上	10%以内	同 上	448,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	244,000	同 上	10%以内	同 上	265,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,575,000	同 上	10%以内	同 上	4,563,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,411,000	同 上	10%以内	同 上	1,554,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	2,797,500	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,785,500	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路費	23,429,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	22,933,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道 路 新 設 改 良 費	6,173,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,154,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備 特別対策 事業費	20,895,000	同 上	10%以内	同 上	20,240,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川 事業費	10,506,000	同 上	10%以内	同 上	10,570,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	8,765,000	同 上	10%以内	同 上	8,396,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	3,865,000	同 上	10%以内	同 上	2,110,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防 事業費	1,028,000	同 上	10%以内	同 上	1,312,000	同 上	10%以内	同 上
砂 防 費	5,037,000	同 上	10%以内	同 上	5,015,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	980,000	同 上	10%以内	同 上	1,306,000	同 上	10%以内	同 上
災 害 関 連 事 業 費	2,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
海 岸 保 全 事 業 費	1,337,000	同 上	10%以内	同 上	1,334,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
						団体との共同発行を含む。)		
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,030,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,133,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
街路事業費	2,611,000	同 上	10%以内	同 上	2,606,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	418,000	同 上	10%以内	同 上	445,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設整備費	141,000	同 上	10%以内	同 上	126,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	886,000	同 上	10%以内	同 上	1,051,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	2,047,000	同 上	10%以内	同 上	1,860,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	2,239,000	同 上	10%以内	同 上	2,201,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	3,000	同 上	10%以内	同 上	47,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害復旧費	50,000	同 上	10%以内	同 上	106,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害復旧費	11,000	同 上	10%以内	同 上	5,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害復旧費	530,000	同 上	10%以内	同 上	541,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 災 害 復 旧 費	950,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	963,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨 時 財 政 対 策 債	163,081,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し 後の利 率)	同 上	165,014,108	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し 後の利 率)	同 上
合 計	638,389,500				633,383,608			

平成26年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,183,786千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474,303,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		612,174	12,241	624,415
	1 財産運用収入	612,174	12,241	624,415
2 繰入金		475,875,386	△ 2,196,027	473,679,359
	1 一般会計繰入金	349,131,382	△ 2,195,982	346,935,400
	2 基金繰入金	126,744,004	△ 45	126,743,959
歳入合計		476,487,560	△ 2,183,786	474,303,774

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		476,487,560	△ 2,183,786	474,303,774
	1 公 債 費	476,487,560	△ 2,183,786	474,303,774
歳 出 合 計		476,487,560	△ 2,183,786	474,303,774

平成26年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,345,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		12,135	△ 2,415	9,720
	1 一般会計繰入金	12,135	△ 2,415	9,720
2 繰越金		253,026	△ 165,066	87,960
	1 繰越金	253,026	△ 165,066	87,960
3 諸収入		1,677,182	△ 429,604	1,247,578
	1 貸付金収入	1,505,605	△ 357,786	1,147,819
	2 雑入	171,577	△ 71,818	99,759
歳入合計		1,942,343	△ 597,085	1,345,258

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	716,292	△ 252,415	463,877	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	716,292	△ 252,415	463,877	
2	公 債 費	858,239	△ 217,200	641,039	
	1 公 債 費	858,239	△ 217,200	641,039	
3	諸 支 出 金	367,812	△ 127,470	240,342	
	1 繰 出 金	367,812	△ 127,470	240,342	
歳 出 合 計		1,942,343	△ 597,085	1,345,258	

平成26年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成26年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ551,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		141,799	△ 159	141,640
	1 財産運用収入	5,799	△ 159	5,640
3 諸収入		129,810	276,100	405,910
	1 一般会計借入金	129,810	276,100	405,910
歳入合計		275,456	275,941	551,397

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		275,456	275,941	551,397
	1 公 債 費	275,456	275,941	551,397
歳 出 合 計		275,456	275,941	551,397

平成26年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成26年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		12,289	△ 237	12,052
	1 財産運用収入	1,300	△ 237	1,063
3 諸収入		42,255	192,112	234,367
	1 一般会計借入金	42,255	192,112	234,367
歳入合計		54,600	191,875	246,475

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		54,600	191,875	246,475
	1 公 債 費	54,600	191,875	246,475
歳 出 合 計		54,600	191,875	246,475

平成26年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,246,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		50,423	△ 433	49,990
	1 一般会計繰入金	50,423	△ 433	49,990
2 繰越金		119,507	△ 10,010	109,497
	1 繰越金	119,507	△ 10,010	109,497
3 諸収入		1,002,122	△ 2,364	999,758
	1 貸付金収入	1,002,072	△ 2,314	999,758
	2 雑入	50	△ 50	0
4 道債		87,864	△ 864	87,000
	1 道債	87,864	△ 864	87,000
歳入合計		1,259,916	△ 13,671	1,246,245

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		371,460	△ 1,297	370,163	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	371,460	△ 1,297	370,163	
3 諸 支 出 金		548,985	△ 12,374	536,611	
	1 繰 出 金	304,446	△ 4,269	300,177	
	2 諸 費	244,539	△ 8,105	236,434	
歳 出 合 計		1,259,916	△ 13,671	1,246,245	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付事業費	87,864	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。	87,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成26年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		125,508	△ 1,036	124,472
	1 一般会計繰入金	125,508	△ 1,036	124,472
4 繰越金		100	5,010	5,110
	1 繰越金	100	5,010	5,110
5 諸収入		181,175	△ 6,900	174,275
	2 一般会計借入金	170,667	△ 6,900	163,767
6 道債		293,500	△ 2,000	291,500
	1 道債	293,500	△ 2,000	291,500
歳入合計		957,522	△ 4,926	952,596

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		420,344	△ 2,655	417,689
	1 公共下水道事業費	420,344	△ 2,655	417,689
2 公 債 費		533,743	△ 1,829	531,914
	1 公 債 費	533,743	△ 1,829	531,914
3 諸 支 出 金		3,435	△ 442	2,993
	1 繰 出 金	3,260	△ 442	2,818
歳 出 合 計		957,522	△ 4,926	952,596

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	178,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	176,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	293,500				291,500			

平成26年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,893,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		356,140	△ 7,633	348,507
	1 負担金	356,140	△ 7,633	348,507
3 繰入金		1,530,985	△ 15,595	1,515,390
	1 一般会計繰入金	1,530,985	△ 15,595	1,515,390
4 繰越金		100	9,219	9,319
	1 繰越金	100	9,219	9,319
5 諸収入		282,919	1,721	284,640
	2 雑入	7,819	1,721	9,540
6 道債		1,634,000	△ 7,700	1,626,300
	1 道債	1,634,000	△ 7,700	1,626,300
歳入	合計	4,913,144	△ 19,988	4,893,156

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,055,738	△ 10,846	2,044,892
	1 流域下水道事業費	2,055,738	△ 10,846	2,044,892
2 公 債 費		2,840,856	△ 7,529	2,833,327
	1 公 債 費	2,840,856	△ 7,529	2,833,327
3 諸 支 出 金		16,550	△ 1,613	14,937
	1 繰 出 金	12,755	△ 2,724	10,031
	2 諸 費	3,795	1,111	4,906
歳 出 合 計		4,913,144	△ 19,988	4,893,156

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	323,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	315,300	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,634,000				1,626,300			

平成26年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146,109千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,592,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		5,427,673	△ 97,426	5,330,247
	1 使 用 料	5,427,673	△ 97,426	5,330,247
2 国庫支出金		3,291,063	31,602	3,322,665
	1 国庫補助金	3,291,063	31,602	3,322,665
3 財 産 収 入		67,943	△ 14,457	53,486
	1 財産運用収入	1,618	668	2,286
	2 財産売払収入	66,325	△ 15,125	51,200
4 繰 入 金		3,023,061	45,262	3,068,323
	1 一般会計繰入金	2,131,554	45,262	2,176,816
5 繰 越 金		100	83,343	83,443
	1 繰 越 金	100	83,343	83,443
6 諸 収 入		3,149,742	△ 194,433	2,955,309

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	3,043,220	△ 189,855	2,853,365
	2 雑入	106,522	△ 4,578	101,944
歳入合計		20,738,682	△ 146,109	20,592,573

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		7,717,926	△ 119,832	7,598,094
	1 道営住宅事業費	7,717,926	△ 119,832	7,598,094
2 公 債 費		12,148,379	△ 63,249	12,085,130
	1 公 債 費	12,148,379	△ 63,249	12,085,130
3 諸 支 出 金		872,377	36,972	909,349
	1 繰 出 金	872,367	△ 1,903	870,464
	2 諸 費	10	38,875	38,885
歳 出 合 計		20,738,682	△ 146,109	20,592,573

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公 共 事 業 費	892,408

平成26年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第4号）

平成26年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138,173千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,601,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,917	△ 214	5,703
	1 手数料	5,917	△ 214	5,703
2 寄附金		20,000	17,000	37,000
	1 寄附金	20,000	17,000	37,000
3 諸収入		18,713,841	△ 154,959	18,558,882
	1 収益事業収入	15,795,988	△ 89,289	15,706,699
	2 雑収入	2,917,853	△ 65,670	2,852,183
歳入合計		18,739,758	△ 138,173	18,601,585

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		18,443,821	△ 60,725	18,383,096
	1 競 馬 総 務 費	19,922	△ 16	19,906
	2 競 馬 開 催 費	18,423,899	△ 60,709	18,363,190
2 諸 支 出 金		3,937	16	3,953
	1 繰 出 金	3,937	16	3,953
3 予 備 費		77,464	△ 77,464	0
	1 予 備 費	77,464	△ 77,464	0
歳 出 合 計		18,739,758	△ 138,173	18,601,585

平成26年度北海道病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度北海道病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	219,000人	△ 27,994人	191,006人
外 来	280,600人	△ 19,640人	260,960人
（4）一日平均患者数			
入 院	600人	△ 77人	523人
外 来	1,150人	△ 81人	1,069人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	17,232,452千円	△ 743,845千円	16,488,607千円
第1項 医業収益	9,491,539千円	△ 1,183,532千円	8,308,007千円
第2項 医業外収益	7,734,913千円	420,426千円	8,155,339千円
第3項 特別利益	6,000千円	19,261千円	25,261千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,749,888千円	△ 591,442千円	17,158,446千円
第1項 医業費用	14,764,803千円	△ 546,398千円	14,218,405千円
第2項 医業外費用	2,446,562千円	△ 93,623千円	2,352,939千円
第3項 特別損失	538,523千円	48,579千円	587,102千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金308,819千円」を「過年度分損益勘定留保資金338,424千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,447,661千円	△ 323,476千円	1,124,185千円
第1項 企 業 債	373,000千円	△ 80,000千円	293,000千円
第2項 補 助 金	394,439千円	△ 227,041千円	167,398千円
第4項 固定資産売却代金	41,910千円	△ 16,435千円	25,475千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,756,480千円	△ 293,871千円	1,462,609千円
第1項 建 設 改 良 費	799,565千円	△ 293,871千円	505,694千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 373,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 293,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費8,557,540千円」を「(1)職員給与費8,074,348千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「2,195,308千円」を「1,939,349千円」に改める。

平成26年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	190,710,000キロワット時	238,000キロワット時	190,948,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
スーパーパロ発電所 建設事業	681,429千円	△ 71,817千円	609,612千円
滝の上発電所 改修事業	573,525千円	29,482千円	603,007千円
清水沢発電所 改修事業	43,697千円	△ 1,225千円	42,472千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	2,432,996千円	6,741千円	2,439,737千円
第1項 営業収益	2,409,905千円	5,219千円	2,415,124千円
第2項 財務収益	1,433千円	△ 116千円	1,317千円
第3項 営業外収益	21,658千円	△ 1,386千円	20,272千円
第4項 特別利益	0千円	3,024千円	3,024千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,246,560千円	△ 183,139千円	2,063,421千円
第1項 営業費用	1,952,768千円	△ 225,314千円	1,727,454千円
第3項 営業外費用	0千円	42,175千円	42,175千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,851,369千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,764,455千円」に、「過年度資本的収支調整額66,570千円、過年度分損益勘定留保資金1,692,617千円及び当年度資本的収支調整額92,182千円」を「過年度資本的収支調整額

124,355千円、過年度分損益勘定留保資金1,558,651千円及び当年度資本的収支調整額81,449千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	538,474千円	78千円	538,552千円
第3項 固定資産売却代金	0千円	78千円	78千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,389,843千円	△ 86,836千円	2,303,007千円
第1項 建設改良費	1,432,510千円	△ 86,836千円	1,345,674千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費571,196千円」を「(1)職員給与費544,225千円」に改める。

平成26年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	73箇所	3箇所	76箇所
(2) 年間総給水量	91,466,949立方メートル	738,428立方メートル	92,205,377立方メートル
(3) 一日平均給水量	250,594立方メートル	2,023立方メートル	252,617立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	33,351千円	△ 564千円	32,787千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	554,632千円	△ 3,672千円	550,960千円
石狩湾新港地域 工業用水道改修事業	260,651千円	△ 26,898千円	233,753千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金103,899千円」を「一般会計から長期借入金97,489千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,244,567千円	22,066千円	2,266,633千円
第1項 営業収益	1,931,637千円	21,852千円	1,953,489千円
第2項 営業外収益	312,930千円	214千円	313,144千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,130,446千円	△ 5,154千円	2,125,292千円
第1項 営業費用	1,765,969千円	△ 26,558千円	1,739,411千円
第2項 営業外費用	364,477千円	21,404千円	385,881千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額860,634千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額963,037千円」に、「過年度分損益勘定留保資金181,506千円、当年度分損益

勘定留保資金629,675千円及び当年度資本的収支調整額49,453千円」を「過年度分損益勘定留保資金153,963千円、当年度分損益勘定留保資金771,266千円及び当年度資本的収支調整額37,808千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,785,834千円	△ 168,421千円	2,617,413千円
第1項 企業債	419,000千円	△ 141,000千円	278,000千円
第3項 負担金	260,651千円	△ 26,898千円	233,753千円
第4項 他会計からの出資金	30,881千円	△ 523千円	30,358千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,646,468千円	△ 66,018千円	3,580,450千円
第1項 建設改良費	956,912千円	△ 66,018千円	890,894千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	千円 419,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 278,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費361,871千円」を「(1)職員給与費346,648千円」に改める。